

付録2 令和4年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に係属した事件69件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 令和4年 (調)第1 号事件	食肉加工 工場から の振動被 害防止請 求事件	4. 1. 24	北海道 住民1人	食肉製造 会社基地 管理会社	(1)被申請人ミート工場からの低周波振動の感受があり、振動の防止をすること。(2)就寝中、目が覚め低周波振動を感じ不眠になる事が無いようにすること。	5. 3. 14	調停打切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
2	宮城県 令和3年 (調)第1 号事件	倉庫から の騒音被 害防止等 請求事件	3. 2. 19	宮城県 住民1人	小売業会 社	被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な限り低減するために必要な万全の措置を講じること。	4.10. 5	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
3	福島県 令和3年 (調)第1 号事件	火力発電 所からの ばいじん 被害損害 賠償請求 事件	3. 6. 25	福島県 住民1人	電力会社	被申請人は、申請人に対し、家屋の修繕費用として1,800万8,304円、弁護士費用として180万円及び本調停費用を支払うこと。			
4	栃木県 令和3年 (調)第2 号事件	住宅用給 湯・空調 設備から の騒音被 害防止請 求事件	4. 3. 2	栃木県 住民1人	栃木県 住民1人	申請人は、夜から早朝において、被申請人宅東側に設置されている設備（ヒートポンプユニット及び貯湯ユニット、エアコン室外機2台）から発生する騒音（低周波音を含む）により不眠になり、また、頭痛、めまい、耳鳴り及び動悸などの体調不良に悩まされているため。よって、(1)被申請人宅東側に設置されている以下の設備の移動①ヒートポンプユニット及び貯湯ユニット②エアコン室外機2台。(2)(1)の設備の21:00～6:00における使用禁止を求める。	4.12.12	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
5	栃木県 令和4年 (調)第1 号事件	特別養護 老人ホーム 空調設備 からの騒 音防止等 請求事件	4. 9. 15	栃木県 住民1人	社会福祉 法人	(1)被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。(2)上記措置を取らない場合、令和5年3月末日までに、特別養護老人ホームを現在地から移転すること。			
6	群馬県 令和4年 (調)第1 号事件	動物ふん 尿の投棄 による水 質汚濁等 被害防止 請求事件	4. 7. 20	群馬県 住民1人	群馬県 住民1人 群馬県 (代表者 知事)	(1)温泉旅館の営業ができなくなったことに対する補償(2)畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された申請人活動地の温泉湧出井戸の回復(3)ミネラルウォーター製造設備費の支払い。(4)被申請人B活動地の土壌の回復及び、今後地下浸透が起らない、畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された雨水や土砂が申請人の土地に流れ込まない対策。(5)金3,000万円の賠償 申請人所有地の温泉湧出井戸を掘った時の額 2,000万円 ミネラルウォーター製造設備費 900万円 生活の糧を失ったことに対する当面の補償100万円			
7	埼玉県 令和4年 (調)第1 号	建築工事 による騒 音被害防 止等請求 事件	4. 8. 3	埼玉県 住民1人	建設会社	(1)被申請人は、建築工事の騒音及び振動について、軽減する具体的措置をとらなければならない。(2)被申請人は、土日祝の建築工事について、原則的に中止・時短などの措置をとらなければならない。(3)被申請人は、土日祝の建築工事について、事前に相談や明瞭明快な説明・通知などせねばならない。(4)被申請人は、工事の方針を一方的に変えたり、指摘に対して横柄、感情的な	4.11.29	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
8	埼玉県令和5年(調)第1号	ヒートポンプ式温水暖房機からの低周波音等の騒音・振動被害防止請求事件	5. 2. 1	埼玉県住民1人	建設会社	対応をしてはならない。 (1)被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければならない。(2)被申請人は、エコキュートのヒートポンプの移設ができない場合には、エコキュートの代わりに電気温水器を設置しなければならない。			
9	千葉県令和3年(調)第2号事件	コンクリート工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 7. 16	千葉県住民1人	コンクリート製造会社	被申請人は、騒音規制法が規定する基準内の騒音を厳守するための対策を講じること。騒音対策ができない場合は、操業場所を変更すること。	4. 6. 2	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
10	東京都令和3年(調)第3号事件	住居設備等からの低周波騒音低減請求事件	3. 3. 12	東京都住民2人	都市再生機構	(1)被申請人は、申請人による低周波騒音調査に協力して、被申請人の賃貸住宅の設備ないし住戸からの低周波騒音を低減すること。(2)被申請人は、申請人による低周波騒音調査に協力するに際しては、調査対象設備の開錠及び電源のオンオフを行い、測定機器の設置を認めること。	5. 3. 27	調停打ち切り	調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
11	東京都令和3年(調)第7号事件	飲食店からの騒音防止請求事件	3. 8. 23	東京都住民1人	東京都住民1人	被申請人の店舗から発生する騒音のため、睡眠障害、抑うつ状態を発症しているため。よって、(1)被申請人は、経営する店舗の営業時間を下記とすること。①緊急事態宣言下：営業を行わない(東京都の要請に応じた営業)②まん延防止等重点措置下：20時までの営業(東京都の要請に応じた営業)③上記以外：24時までの営業。ただし、23時以降はカラオケを禁止し、かつ、23時以前も音が外に漏れないように対策を講じない限りカラオケを禁止する。(2)被申請人は、店舗ドア及び換気扇に防音設備を設置し、店舗からの騒音を低減すること。(3)申請人の自宅に向いている店舗内スピーカーの向きを別の方向に変更し騒音を低減すること。(4)店舗ドアを開いたまま飲食物やカラオケサービスの提供を行うことを止め、営業中は店舗のドアを閉め、騒音を低減すること。(5)店を出た客に、店を出た後は外で話さず静かに帰るよう促し、また、被申請人自身も外や店のドアを開けたまま客と大声で話すことをせず、見送りの際も静かに速やかに店舗に戻るようにし、騒音を低減すること。(6)店舗外に出て携帯電話で話をする客に対し、周りが住宅街であることから、大声での電話や長電話を控えるように促し、騒音を低減すること。(7)被申請人自身が、たばこのポイ捨てをしただけでなく、客にもたばこのポイ捨てをさせないように対策を講じること。(8)営業終了後の片付けはドアを閉め、かつ、酒の空き瓶の片付けを屋外で行う場合は翌日に行うことで夜間の騒音を低減すること。			
12	東京都令和3年(調)第8号事件	清掃工場解体工事に係る騒音・振	3. 9. 16	東京都住民714人	一部事務組合(清掃事業)	(1)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、全覆いの仮設テントをかけて行うこと。(2)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、静的破砕工法を採用して行うこと。	5. 3. 13	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		動・粉じんのおそれ防止措置請求事件				(3)上記措置を採らない限り、被申請人は、解体工事を行わないこと。			が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
13	東京都令和3年(調)第9号事件	鉄道走行による騒音・振動低減請求事件	3.12.9	東京都住民2人	鉄道会社	(1)被申請人は、B駅から申請人宅までの区間及び申請人宅から南側200mの区間について、走行速度を時速80km以下とすること。(2)被申請人は、防音壁の設置や消音バラストを撤くなどして騒音及び振動を低減すること。	5.1.19	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	東京都令和4年(調)第1号事件(令和3年(調)第8号事件への参加)	清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件	4.2.10	東京都住民66人	一部事務組合(清掃事業)	東京都令和3年(調)第8号事件に同じ。	5.3.13	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
15	東京都令和4年(調)第2号事件	飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠償請求事件	4.9.16	東京都住民1人	飲食店経営会社	(1)被申請人が運営するレストランのファンとダクトを出来るだけ早く修理し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の範囲内で、近隣の他のレストランの換気システムよりも大きな音が出ないレベルにすること。(2)騒音に対する損害賠償として、令和4年7月末まで営業していた前レストランの営業期間1年分126万円及び現レストランが稼働を開始した令和4年8月30日から修理が終わるまで1日あたり3,452円を支払うこと。(3)ファン及びダクトが直らない場合は、同条件のアパートに引っ越しをするための全ての費用を支払うこと。	4.12.22	調停打ち切り	調停委員会は、今後の進行について協議したところ、被申請人は意見書の催告や再三の電話連絡に対応しないなど調停に応じる姿勢が見られないことから、これ以上手続を継続しても合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
16	東京都令和4年(調)第3号事件(令和3年(調)第7号事件への参加)	飲食店からの騒音防止請求事件	4.9.21	東京都住民1人	東京都住民1人	東京都令和3年(調)第7号事件に同じ。			
17	神奈川県令和4年(調)第1号事件	悪臭発生源非該当確認等請求事件	4.3.10	神奈川県住民2人	神奈川県住民2人	(1)被申請人が主張する悪臭は、申請人が発生源でないことを確認する。(2)被申請人は、第三者に対し、申請人が悪臭を出している旨の発言をしてはならない。(3)被申請人は、申請人に対し、被申請人が主張する悪臭を原因とする申請人宅への訪問及び申請人等の職場への訪問をしてはならない。(4)被申請人は、申請人宅に対して、扇風機による送風及びカメラによる盗撮を行ってはならない。	4.5.23	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
18	神奈川県令和4年(調)第2号事件	隣接コインパーキングからの騒音等防止請求事件	4.6.13	神奈川県住民1人	駐車場管理会社	被申請人はコインパーキング事業ではなく月極駐車場に変更を行うか、若しくはコインパーキング事業を継続するのであれば利用者が発する各種騒音や喫煙による煙を避けるための自宅境界線にフェンス等を設置すること、そしてこれまで私が受けた損害	4.7.22	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
						に対する賠償金20万円を支払うこと			し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	神奈川県令和4年(調)第3号事件	隣家からの低周波音防止請求事件の	4. 6. 14	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	被申請人は、被申請人自宅側面に設置したヒートポンプユニットを申請人自宅からより遠い被申請人自宅玄関左横の地点に移設し、移設地点の横に低周波音を遮断する塀を設置すること。	4. 8. 15	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
20	神奈川県令和4年(調)第4号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	4. 10. 7	神奈川県住民1人	飲料製造会社	夜間の機械稼働停止、設備機器配管配置変更、騒音・振動等防止の緩衝帯設置			
21	石川県令和3年(調)第1号事件	公衆浴場からの大気汚染等被害防止請求事件	3. 12. 27	石川県住民1人	石川県住民1人(公衆浴場経営者)	(1)被申請人は、経営している公衆浴場の煙突から排出される煤塵及び悪臭を低減するために、ボイラーの使用燃料をガスや灯油、電力のいずれかに転換すること。(2)被申請人は、(1)の燃料転換までの間、煤塵濃度が基準値以下に保たれるように燃焼装置や煙突の保守点検清掃管理を月1回以上行い、記録を保存し、A市や周辺住民から閲覧の要請があれば応じること。(3)被申請人は、公衆浴場の駐車場を利用する者が、駐車中にエンジンを停止することを記載した掲示板を浴場正面壁に1か所以上と駐車場に2か所、計3か所以上設置すること。	4. 7. 15	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
22	山梨県令和4年(調)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	4. 1. 24	山梨県住民1人	食品販売会社	被申請人は、当該店舗に設置している焼き栗機から発生する騒音(蒸気音・金属音)及び調理臭の軽減(調理方法の変更や防音壁等の設置)を行うこと。			
23	山梨県令和4年(調)第2号事件	幼児・児童用施設からの騒音被害防止請求事件	4. 5. 20	山梨県住民1人	山梨県(代表者知事)財団法人(代表者理事長)	被申請人は、運営する幼児・児童用施設において、迷子や災害等の非常事態の案内放送以外の放送を中止すること。	4. 8. 19	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
24	山梨県令和5年(調)第1号	集塵機からの騒音防止請求事件	5. 3. 8	山梨県住民1人	山梨県住民1人	被申請人は、被申請人の事業場に設置されている集塵機から発生する騒音を、騒音規制法の規制基準(第二種区域)に準じて、同法規制基準値を下回るようにすること。			
25	静岡県令和3年(調)第1号事件	洗車場からの騒音被害防止請求事件	3. 4. 1	静岡県住民1人	石油製品販売会社	(1)被申請人は、大型掃除機の撤去・移動若しくは防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。(2)被申請人は、申請人宅との敷地境界線に高さ2m程度の防音壁を設置すること。(3)被申請人は、洗車機の防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。(4)被申請人は、大型掃除機について2時から翌7時までの稼働を停止させること。(5)被申請人は、実施した防音対策が十分でない場合、申請人宅に二重サッシを設置すること。(6)被申請人は、洗車場利用者に対し、ドア開閉音の低減等近隣への配慮を促す表示を実施すること。(7)被申請人は、洗車場照明設備に庇等を設置し、防眩対策を実施すること。	4. 10. 11	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
26	愛知県令和元年	飲食店からの騒音	元. 5. 15	愛知県住民5人	愛知県住民3人	(1)被申請人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各	5. 2. 8	調停打ち切り	4回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第2号事件	被害防止請求事件				店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している、(2)被申請人のカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人は、防音措置を講じて、騒音を低減すること。			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
27	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 10	愛知県住民1人	不動産関係者 建設会社 市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀の上、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベルでの残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。			
28	愛知県	飲食店か	2. 12. 15	愛知県	愛知県	被申請人が所有する店舗兼住宅の賃借人	5. 2. 8	調停打ち切り	調停委員会は、

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結年月日	終結区分	終結の概要
	令和2年(調)第2号事件	らの騒音被害防止請求事件		住民5人	住民1人	は、それぞれ店にカラオケを設置しており、各店舗の防音が不十分であること、各店舗それぞれでカラオケを利用した場合、更に音が増幅することによって、騒音がうるさくて困っている。また、A市による注意によっても抜本的に改善しないため、賃借人を被申請人として、令和元年5月に公害調停を申請したところ。しかし、賃借人では防音対策が十分には実施されないことから、建物の所有者に対し、責任を持って防音対策を講じてもらうため本申請を行った。よって、被申請人は、所有する申請人らの自宅に隣接する土地に建てられた2階建ての店舗兼住宅の3軒長屋に防音措置を講じて、騒音を低減すること。			2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
29	愛知県令和3年(調)第1号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	3. 4. 21	愛知県住民1人	建設会社	令和元年1月10日、A市とB建設を被申請人として、愛知県公害審査会に公害調停を申請(令和元年(調)第5号事件)したところ、建設系廃棄物については、元請業者が排出事業者責任を負うものであるから、元請業者の被申請人からの説明を受けなければ、建設発生土の流れの解明も調停合意を目指す話し合いもできないので、被申請人に対する調停を追加する次第である。よって、被申請人は、C市から請け負ったD保育園の移転改築工事から排出された建設残土のうち、本件土地に搬入された建設残土に相当する建設残土を撤去せよ。			
30	愛知県令和4年(調)第1号事件	鉄塔建替工事による振動被害防止請求事件	4. 7. 28	愛知県住民1人	送配電事業会社	被申請人会社は、申請人の建物等に生じた被害損害工事金額、諸費用、慰謝料及び今後の追加被害金額等、計4,056,800円を支払うこと。	4.12. 7	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
31	愛知県令和4年(調)第2号事件	換気設備室外機からの騒音被害防止請求事件	4. 8. 16	愛知県住民1人	不動産会社	(1)被申請人は、申請人の住所において、以下の、防音措置および防風措置を講ずること。①申請人の住所地における二重窓の設置、②申請人の住所地におけるサンルームの設置。(2)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の1階および2階に設置した室外機の操業時間を、月曜日から金曜日までの間、午前8時から午後6時までとし、土日祝日は完全に停止すること。(3)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の3階以上の階に設置した室外機について、終日、音を抑えること。			
32	愛知県令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	5. 2. 6	鹿児島県住民1人 愛知県住民2人 兵庫県住民1人	建設会社 愛知県(代表者知事(建設事務所))	・A建設に求める事項…(1)平成30(2018)年2月27日に実施された家屋調査の内容の全開示(2)令和元(2019)年5月29日の自宅訪問調査の報告書の全開示 ・A建設及び愛知県(B建設事務所)双方に求める事項…(1)現時点での家屋調査を速やかに行ってほしい。この場合当事者の立会いを求める。その結果で出た被害箇所は補修の対象とすること(2)事業損失補償に係る調査から出した修復の返答内容、具体的な補修作業の開始日時、またそれらを記載した覚書を作成すること(3)補修事業者の提示(4)屋根を元に修復できない場合、どのようにするか具体的な具体案を提示の上で補修(5)振動でずれた壁等をどのように修復するか			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						の具体案を提示の上で補修(6)火災保険等に加入出来ない間の措置(7)覚書は、押印のもと、申請人にも必ず一部ずつ渡すこと。			
33	三重県 令和3年 (調)第1 号事件	鉄スクラ ップ工場 からの騒 音被害防 止請求事 件	3. 10. 19	三重県 住民1人	スクラッ プ処理会 社	被申請人は、その事業活動により多大な金属音を発生させ、申請人を含む近隣住民に精神的苦痛を与えているため。よって、被申請人は、金属の取り扱い時に発生する騒音の音量を下げること。	4. 9. 16	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
34	滋賀県 令和3年 (調)第1 号事件	クリーニ ング工場 からの騒 音等被害 防止請求 事件	3. 8. 4	滋賀県 住民1人	クリーニ ング会社	被申請人はクリーニング業を営んでおり、そこから発生する騒音及び低周波音により、申請人は、心理的・感覚的被害及び健康被害を受けているため。よって、(1)被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。(2)被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。			
35	滋賀県 令和4年 (調)第1 号事件	エアコン 室外機ユ ニットか らの騒音 被害防止 請求事件	4. 1. 18	滋賀県 住民1人	滋賀県 住民1人	申請人は、被申請人が設置したエアコンの室外機ユニットから発生する騒音による被害を受けている。よって、被申請人は、エアコンの室外機ユニットからの騒音が軽減されるよう、申請人の自宅の寝室から10 m以上離れた場所にこれを移設すること。	4. 10. 27	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催するほか、現地調査を実施するなどにより手続を進めたが当事者双方の意見の隔たりが大きく、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
36	京都府 令和2年 (調)第1 号事件	発電所か らの 悪 臭・騒音 被害防止 請求事件	2. 7. 30	京都府 住民107 人	発電会社 市(代表 者市長)	被申請人発電会社Aの設置・運営する発電所からの悪臭及び騒音により健康や生活環境に被害が生じているため。本件発電所からのばい煙及び低周波音による健康被害の可能性があるため。発電の燃料生産に伴う環境破壊やライフサイクル全体での温室効果ガス排出量等の問題があるため。また、被申請人B市には、地方自治体として担うべき役割があるため。よって、(1)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する臭気について、敷地境界において臭気指数10以下、かつ、排気口において臭気指数27以下になるように対策を講ずること、(2)被申請人発電会社Aは、本件発電所から発生する騒音について、夜間において、発電所外壁すぐ外の地点で最大50db以下になるように対策を講ずること、(3)被申請人発電会社Aは、本件発電所の燃料調達において、経済産業省ガイドラインに従った認証を取得した燃料以外の燃料を使用しないこと、(4)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音が、上記(1)(2)の基準以下に抑えられるような措置を講じる条例を制定するなどの適切な措置を講ずること、(5)被申請人B市は、本件発電所から発生する臭気・騒音につき、継続的に適切な測定を行うこと、(6)被申請人らは、本件発電所から発生する低周波音及びばい煙につき、継続的に適切な測定を行った上、被申請人発電会社	5. 2. 3	一部調停打ち切り 一部調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切った。一方、申請人及び被申請人発電会社においては、双方から意見書の提出があり、当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						Aにおいて、適切な対策を講ずること、(7)被申請人発電会社Aは、申請人各人に対し、本件発電所稼働中に受けた被害に対する損害賠償として相当額の金員を支払うこと、(8)被申請人発電会社Aは、本件発電所を再稼働させた場合には、申請人ら各人に対し、上記(1)(2)(6)記載の対策が講じられるに至るまで、1月当たり相当額の金員を支払うこと。			
37	京都府令和3年(調)第1号事件	寺院からの騒音防止請求事件	3. 11. 11	京都府住民1人	宗教法人 学校法人	(1)防音設備が不十分である堂から発生している騒音により生活上支障を来し、かつ近隣住民の静謐を乱すことが著しいため。(2)長年におわって騒音への対応を求めてきたが明確な状況の説明、対応が一切なされていないため。(3)行政指導の権限を有するA市の担当課から、特定施設以外の騒音対応はしないとの回答がなされたため。よって、(1)被申請人宗教法人Bは本件堂において音量を発生させる場合、敷地境界線において建築基準法で定める第一種低層住居専用地域での環境基準を超えないよう、堂について防音設備を設置されたい。(2)被申請人宗教法人B及び学校法人Cは、上記防音設備設置までの間、堂を利用した活動において、環境基準を超えないように具体的措置を講じられたい。			
38	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
39	大阪府令和2年(調)第2号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民4人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
40	大阪府令和2年(調)第4号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7. 17	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
41	大阪府令和3年(調)第4号事件	工場騒音振動被害事件	3. 11. 1	金属プレス製品製造会社	大阪府住民1人	申請人は住所地に所在する工場で50年来、金属プレス加工業を行っているが、平成29年頃に隣地に建売住宅が建設され、被申請人が居住するようになった。平成30年頃より被申請人から騒音振動に関する苦情を受けるようになったため、申請人は騒音振動の軽減措置を講じるとともに、建売住宅業者も交えて話し合いを行った。しかし、話し合いの結果を盛り込んだ覚書を締結する段になって被申請人は署名押印を拒否し、その後も市担当課に苦情の申し入れを繰り返しているため、本調停に及んだものである。よって、申請人の発する騒音振動の実情を	4. 5. 17	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を求める。			
42	大阪府令和4年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害	4. 2. 16	大阪府住民1人	大阪府住民1人	令和元年4月、申請人宅の隣に被申請人宅が建設され、エアコンの室外機2台と家庭用ヒートポンプ給湯器が申請人宅寝室の横に設置された。被申請人宅の換気扇、エアコンの室外機、ヒートポンプから不定期に発生する音で眠れなくなり、またヒートポンプが強く作動する際の運転音により圧迫感等の不快な症状が出るようになった。それを被申請人に伝えたが、何の対策も講じず、交渉を拒否する旨の手紙が投函され、決裂状態になったため、本調停に及んだものである。よって、家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を求める。			
43	大阪府令和4年(調)第2号事件	通所介護施設騒音振動被害防止請求事件	4. 4. 14	大阪府住民1人	老人福祉・介護事業会社	(1)被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。(2)被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後1時30分から午後3時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日1時間しかレクリエーションをしてはならない。(3)被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。(4)前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時0分から5分までの間の最大5分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなければならない。(5)被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。(6)被申請人は、施設内の駐車場及び施設前路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。			
44	大阪府令和4年(調)第3号事件	解体工事等振動被害防止請求事件	4. 6. 6	奈良県住民1人	市(上下水道事業管理者)	(1)申請人が所有する賃貸共同住宅を対象に被申請人が行った特定建設作業に関する振動について再調査するように求める。(2)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラック及びコンクリート擁壁の傾斜などの損傷につき、その補修工事をするよう求める。(3)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラック及びブロック塀の傾斜などの損傷につき、その補修に係る費用金2,442万円の支払いを求める。	4. 12. 28	調停申請 取下げ	調停委員会は、申請人に対し調停を取下げるか、蓋然性のあたる主張が可能なのであれば資料を提出し、次回期日の指定を申立てるよう指示し、申請人が調停申請を取下げたため、本件は終結した。
45	大阪府令和4年(調)第4号事件	飲食店悪臭被害事件	4. 7. 4	大阪府住民1人	飲食店運営会社	被申請人の経営する店舗から発生する天ぷら油及び焼き魚の煙などの悪臭が申請人宅の敷地内に入らないよう、排煙装置(換気	5. 2. 6	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件					扇・ダクト)の改善及び悪臭が発生しないメニューへの変更をすることを求める。			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
46	大阪府令和4年(調)第5号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	4. 7. 14	大阪府住民1人	市(代表者市長)高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
47	大阪府令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	4. 8. 4	大阪府住民1人	社会医療法人	(1)被申請人は、経営する介護保険施設に設置された機械の稼働時間を午前9時から午後8時までとしなければならない。 (2)被申請人は、騒音を軽減するために防音壁を改善しなければならない。 (3)被申請人は、日中の騒音を軽減するために申請人の所有するマンションの窓ガラスを防音ガラスに変更しなければならない。 (4)被申請人は、騒音が原因で入居者が退去した場合、当該退去によって生じた損害の賠償をしなければならない。			
48	大阪府令和4年(調)第7号事件	隣家からの石綿粉じん被害防止請求事件	4. 9. 20	大阪府住民2人	大阪府住民2人	被申請人らは同人らの負担で被申請人ら建物の屋根を構成しているスレート波板からアスベスト粉じんが飛散することのないよう適切な措置を講じなければならない。	5. 3. 2	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	大阪府令和4年(調)第8号事件	エアコン室外機騒音被害請求事件	4. 11. 8	大阪府住民1人	大阪府住民2人	(1)被申請人らは、騒音について敷地境界線において環境省の定める騒音に係る環境基準内にとどまるようにしなければならない。(2)被申請人らは、室外機2台を移設しなければならない。(3)被申請人らは、上記措置を行わない場合、室外機2台を撤去しなければならない。(4)被申請人らは、申請人に対し、室外機2台の移設又は撤去に至るまで、令和3年11月12日以降、1日あたり金3,000円を支払わなければならない。			
50	兵庫県令和2年(調)第1号事件	養鶏場からの悪臭等被害防止請求事件	2. 5. 8	兵庫県住民4人	兵庫県住民1人	申請人らは被申請者の所有する養鶏施設及び鶏糞搬入地から生じる悪臭、騒音、水質汚染等により生活妨害、営農への支障を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人農地上の鶏舎を撤去すること。(2)農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。(3)農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。(4)撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人が設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じることを求める。			
51	兵庫県令和3年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音被害防止請求事件	3. 4. 28	小売業会社	兵庫県住民1人	申請人が運営するコインランドリーの稼働音等による騒音により、被申請人が日々悩まされているとの相談があり、解決の方法を模索したが、当事者間では解決の糸口が見つからず、調停により状況の解決を望むため。よって、申請人の実現可能な範囲での解決策で、被申請人との合意を得ること。	4. 6. 29	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
52	兵庫県令和4年(調)第1号事件	造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件	4. 6. 6	兵庫県住民8人	兵庫県住民1人 知事 市長2人	(1)被申請人A所有の土地の盛土撤去、各申請人所有土地の原状回復や排水措置、土壌・水質汚染防止措置を講ずること。(2)盛土造成の実態調査の実施、盛土の撤去命令等適切な指導や行政代執行を行うこと。(3)隣接する公園について、盛土崩落防止措置を講ずること。(4)造成許可の経緯を説明すること。			
53	兵庫県令和5年(調)第1号事件	酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	5. 3. 10	兵庫県住民1人	酒類販売会社	(1)防音壁の設置、倉庫及び駐車場前のグレーチングの修理、トラックのブザー音の低減や鳴らさないようにすることなど、被申請人の会社からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、会社の作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日及び祝祭日の作業は行わないこと。(3)2019年11月に10年以内に現在地から移転をするとの発言があり、進捗状況がどうなっているのか回答すること。			
54	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
55	奈良県令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	5. 2. 27	奈良県住民2人	食品加工業者	(1)前提条件無しで対話に応じること。(2)ネギ臭の脱臭装置を工場の空気排出口を取り付けること。(3)脱臭装置の取り付けまでの間は、ネギ工場の空気排気を午前中及び年末年始は配慮すること。			
56	奈良県令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音等被害防止請求事件	5. 3. 9	奈良県住民1人	奈良県住民1人	(1)被申請人は、被申請人宅に設置した太陽光発電の機械及びエアコン室外機から発生する騒音ならびにヒートポンプ給湯器から発生する低周波音対策のために、被申請人宅にて防音対策を講じるか、あるいは申請人宅に防音壁を設置すること。(2)被申請人は、被申請人が飼育する犬が吠えないように対策を講じること。			
57	和歌山県令和4年(調)第1号事件	クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件	4. 1. 13	和歌山県住民1人	和歌山県住民1人 クリーニング会社	申請人は平成9年から現住所に住まいしており、被申請人らの工場を発生源とするテトラクロロエチレンによる悪臭に悩まされており、申請人は健康被害を受けている。令和2年6月には労働基準監督署、A市保健所及び環境政策課が調査に入ったが、改善は見られず、その後も悪臭被害は続いているため、公害調停の申請を行うもの。よって、被申請人らは(1)テトラクロロエチレンやその蒸気を工場外に排出させないように相当な設備を設置すること、(2)作業環境測定記録及びその評価記録並びに作業記録を全て開示すること、(3)申立人に対し、連帯して金500万円を支払うこと。	4. 11. 14	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
58	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされていない。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
59	広島県令和元年	一般廃棄物最終処分場	元. 12. 3	広島県等住民228	市(代表者市長)	次期一般廃棄物最終処分場「A埋立地」の整備が進められているが、設計及び施工等			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第1号事件	分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件		人		に問題があると考えられる。よって、被申請人は、広島県民の水がめであるB川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市一般廃棄物最終処分場「A埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、かつ、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
60	広島県令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1. 14	酒類販売会社	鉄鋼会社	被申請人の製鉄所が鉛質物の粉じんを外部に飛散させたことによって、大気の汚染が生じ、これによって、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及び売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、833万3,000円及びこれに対する本申請書送達の日を翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。			
61	広島県令和3年(調)第1号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9. 21	広島県住民1人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	被申請人の事業活動による上記被害発生地域での硫黄のような強い匂いにより、頭痛、吐き気、食欲不振、鬱症状が発症し、仕事や生活に支障が出ているため。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないよう、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。(2)被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。			
62	広島県令和4年(調)第1号事件	鉄道騒音被害防止請求事件	4. 7. 11	広島県住民1人	広島県知事	被申請人の事業活動(A地区連続立体交差事業)による用地買収により、鉄道と上記被害発生地域の間にあった防音壁のような役割を果たしていた住宅群が無くなり、被害発生地域において鉄道騒音により生活環境に係る被害が生じているため。よって、被申請人は、防音壁の設置、その他の防音対策により、鉄道騒音の被害が発生しないようにすること。			
63	広島県令和5年(調)第1号事件	駐車場トラックからの騒音被害防止請求事件	5. 3. 10	広島県住民1人	国(代表者国土交通大臣)	サービスエリア出口側のトラック駐車スペース4~5台分の削減すること。あるいはそのスペースを乗用車専用駐車スペースへ変更すること。トラックがそこへ駐車できないようポールコーンの設置すること。夜間(23時~5時)の駐車場一時閉鎖すること。			
64	福岡県令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 16	福岡県住民2人	菓子製造会社	平成17年に申請人等が被申請人に対し、工場及び低温倉庫の騒音対策を要求した結果、対策を行い問題のない状況であった。しかし、昨年3月頃から騒音によるストレスを感じるようになり、市への相談や音源の調査の結果、低温倉庫の送風機等によるものと判明した。また、工場西側の空調室外機等の騒音も感じるようになった。低周波による家屋の共振のように感じる騒音であるため、簡単には防音対策を施すことができない。24時間稼働しているため、深夜に目覚めたり、眠れなかったりする等、毎日のストレスにより心身症のようになった。よって、被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。(1)低温倉庫:24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から	4. 12. 19	調停申請 取下げ	調停委員会は、3回の調停期日等を開催するほか、現地調査を実施するなどにより手続を進めた。期日を進めていくなかで、申請人から、公害等調整委員会に対し、原因裁定の申請を行うとの意向が示され、調停委員会は、原因裁定の結論が出るまで保留することに決定した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること、(2)事務所及び工場：騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること。			公害等調整委員会において手続を進めた結果、令和4年10月27日に調停が成立したことにより、申請人が調停申請を取下げたため、本件は終結した。
65	福岡県令和3年(調)第2号事件	クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件	3. 5. 24	福岡県住民1人	クリーニング会社	(1)申請人は、本件工場の騒音により、精神的苦痛を受けている。(2)具体的には、申請人宅での会話や電話、テレビの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障を生じている。(3)その結果、申請人は、不眠症になり、その症状が悪化したため、令和3年3月より、睡眠導入剤の処方を受けている状況である。よって、(1)被申請人は、本件工場から出る音について、55dBを超える音量を発生させない。(2)被申請人は、本件工場の操業日を毎週月曜から金曜まで、操業時間を午前9時から午後5時までとする。(3)前二項に被申請人が違反した場合、被申請人は、申請人に対し1回(同日の複数の違反については1回とみなす。)の違反につき、金3万円を支払う。(4)被申請人は、申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払う。			
66	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	申請人自宅付近の民宿について、平成24年頃に経営者が変わってから、設置してあるモーターやボイラー等から騒音が発生し始めた。当該騒音により、申請人は平成25年頃から体調不良(睡眠障害、頭痛)が続いている。よって、(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。			
67	熊本県令和3年(調)第1号事件	農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	3. 4. 7	熊本県住民1人	熊本県住民1人 農業関連団体	被申請人Aが管理する農業用ビニールハウス内の暖房機(被申請人Bが被申請人Aへ貸与)から発生する騒音により、申請人が精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウスのうち申請人宅側と近接する部分について、土地境界線から南東方向へ5メートル以上離すこと。(2)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウス内で使用している暖房機について、現在の設置場所から10メートル以上南東方向へ移動させること。(3)被申請人Bは、(2)の暖房機に起因する騒音の被害を継続及び拡大させないように、被申請人Aに対し助言及び指導を行うこと。	4. 10. 27	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
68	熊本県令和5年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	5. 3. 16	学校法人	熊本県住民2人	申請人が経営する幼稚園に接する被申請人宅の窓を二重窓にすること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
69	沖縄県令和4年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音等防止請求事件	4. 6. 10	沖縄県住民1人	自動車解体会社	(1)防音壁、防臭設備を設置するなどして、騒音、悪臭の流出を低減すること、防音壁、防臭設備の設置は、専門業者に依頼し、効果のあるものを設置すること。(2)住宅に隣接する場所に悪臭の原因となる物を保管しないこと。(3)工場の建物内での作業にとどめ、騒音、悪臭の流出を低減すること。(4)営業時間を午前8時から午後6時までとし、以外の時間の作業、車両の運搬等を禁止すること。(5)上記措置をとらない場合、工場を現在地から移転すること。	5. 1. 30	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。